



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 4月 28日

埼玉県知事 大野元裕 殿

提出者

住 所 埼玉県鴻巣市広田3524-28
 氏 名 株式会社 日建
 代表取締役 梅澤熊治
 電話番号 048-598-760

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 日建
事業場の所在地	埼玉県鴻巣市広田3524-28
計画期間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	土木工事業(0621)、舗装工事業(0631)、とび工事業(0721)他
② 事業の規模	前年度売上高 8.0億円
③ 従業員数	14人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)

1-002-01

6-2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

・別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	木くず	廃油
排 出 量	2,842.5 t	5.3 t	0.0 t	8.5 t	66.3 t	3.9 t	0.0 t

①現状

(これまでに実施した取組)

- ・混合廃棄物は作業所活動により発生し、委託業者が中間処分場で分別し、種類ごとに最終処分している。
- ・産業破棄物の発生量・種類は、その年の受注工事内容により大幅に変動する。

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	木くず	廃油
排 出 量	2,500.0 t	4.0 t	0.0 t	6.0 t	5.0 t	3.0 t	0.0 t

②計画

(今後実施する予定の取組)

- ・廃プラスチック、金属くずの分別を確実に行い、リサイクル率の向上を図る。
- ・建設混合廃棄物の削減を目指し分別処分を徹底する。
- ・金属くずは分別により有価物として処分できるので、徹底した分別処理を行い発生量を削減する。

産業廃棄物の分別に関する事項

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

①現状

- ・アスファルト、コンクリートは分別し再生業者に処分。
- ・廃プラスチックは種類ごとに分別し、処分する。

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

②計画

- ・作業所のパトロール実施時に、廃棄物の分別状況を監視して教育・指導を行う。
- ・廃プラスチックは種類ごとに分け、再生利用できるものを分別しリサイクルに取り組む。
- ・給茶機の紙コップをリサイクル業者に処分する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

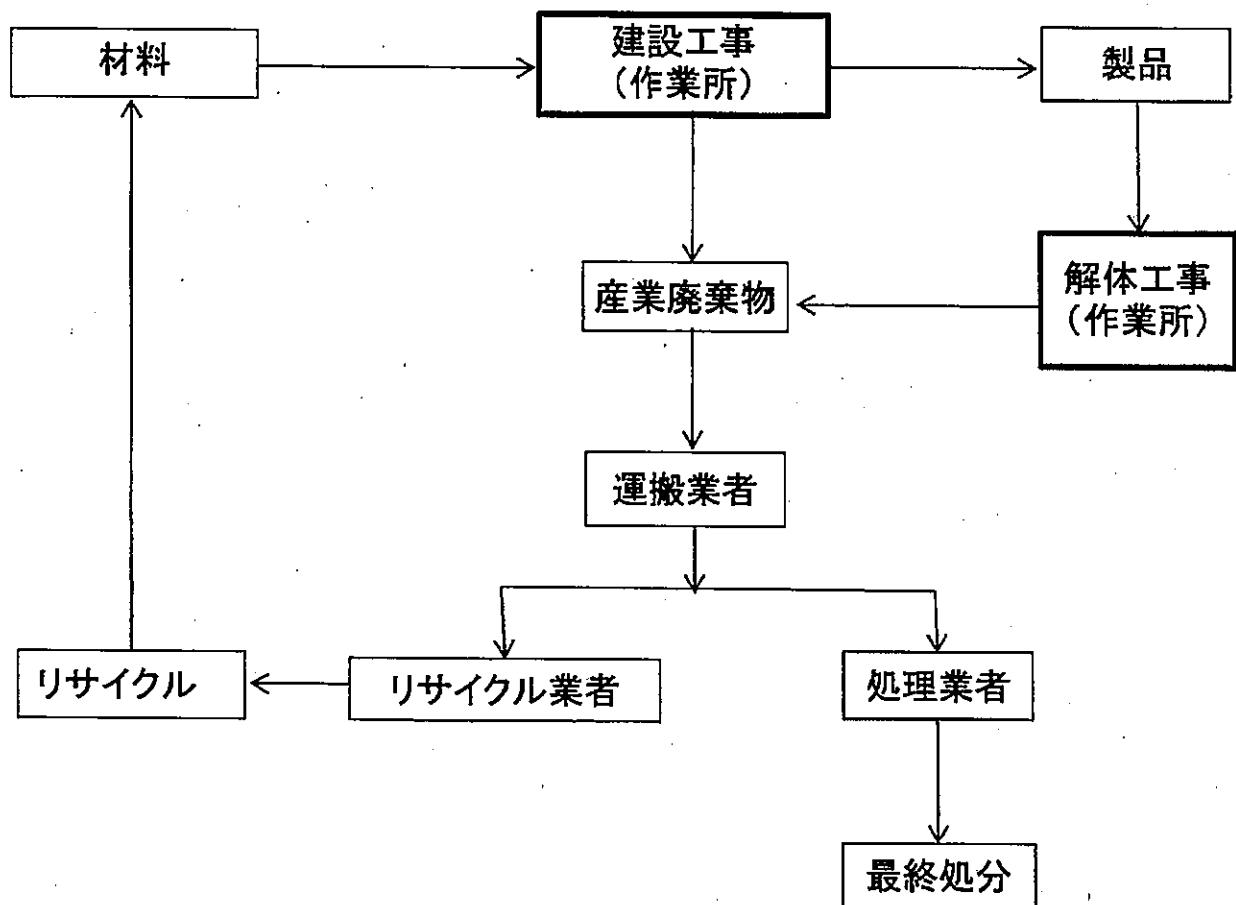
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】								
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	木くず	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った産 業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)								
・これまでに実施事例はなし。								
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	木くず	廃油
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)								
・今後も埋立処分又は海洋投入処分の予定はない。								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

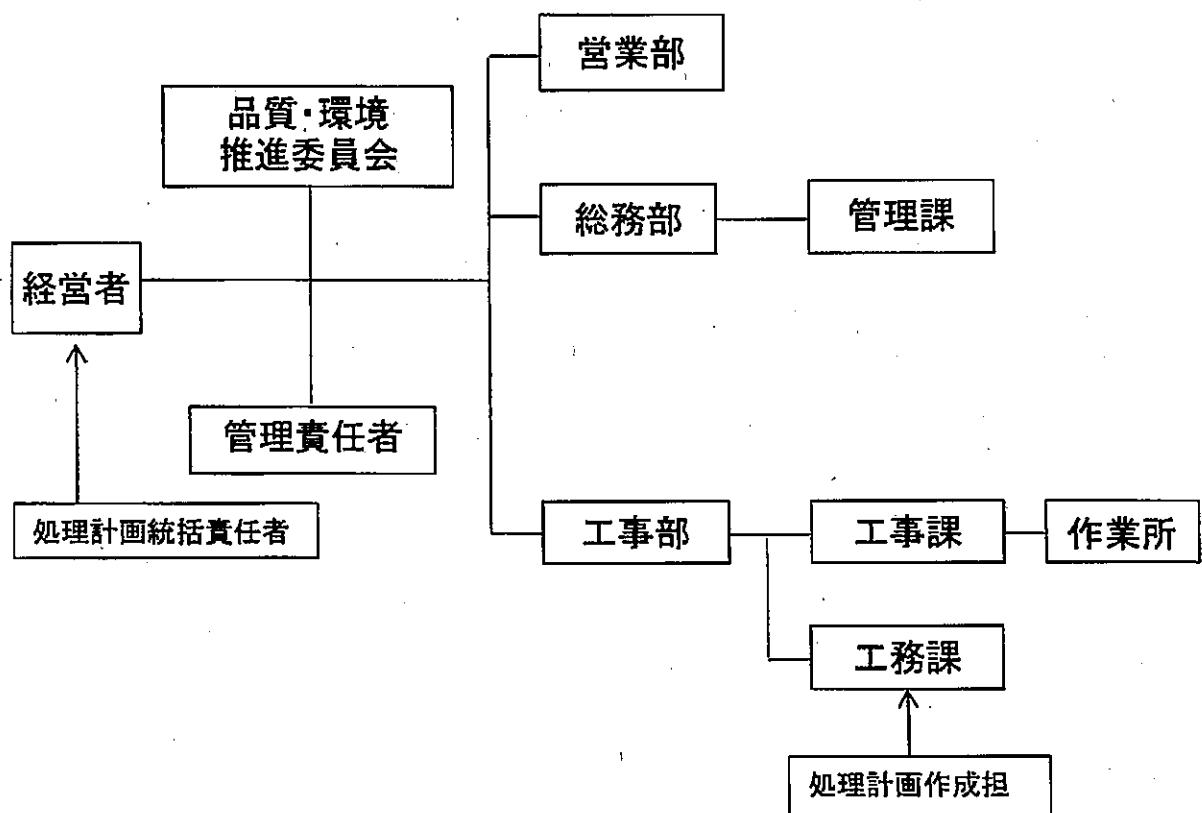
【前年度(令和4年度)実績】								
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	木くず	廃油
	全処理委託量	2842.5 t	5.3 t	0.0 t	8.5 t	66.3 t	3.9 t	0.0 t
優良認定処理業者への処理委託量								
0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t								
②計画	再生利用業者への処理委託量	2842.5 t	5.3 t	0.0 t	8.5 t	66.3 t	3.9 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t								
(これまでに実施した取組)								
・がれき類のうち再生利用が出来るコン殻、アス殻は再生利用業者への処理委託を100%行った。								
【目標】								
②計画	産業廃棄物の種類	がれき類	廃プラスチック	金属くず	安定型混合廃棄物	建設汚泥	木くず	廃油
	全処理委託量	2,500.0 t	4.0 t	0.0 t	6.0 t	5.0 t	3.0 t	0.0 t
優良認定処理業者への処理委託量								
0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t								
②計画	再生利用業者への処理委託量	2,500.0 t	4.0 t	0.0 t	6.0 t	5.0 t	3.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量								
0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t 0 t								
(今後実施する予定の取組)								
・廃プラスチック類の処理は、再生利用が可能な業者へ処理の委託をするよう努力する。 ・金属くずは有価物として処理するよう指導する。								
※事務処理欄								

産業廃棄物処理フローチャート



別紙2

産業廃棄物の処理に係る管理体制



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。